


保健インフォメーション

このコーナーの会場は保健福祉館です。問い合わせは健康増進課(☎27-1111)へ。電話やFAX(27-1114)で健康に関する相談なども受け付けています。相談は医師などの都合により日程を変更する場合があります。

▼一般健康相談	期日	受付時間	相談を受ける人
こころの健康相談 (治療中の人を除く)	7月20日(水)	午後1時15分～ 2時30分	精神科医師
	7月25日(月)	午後1時15分～ 3時30分	カウンセラー・保健師
▼乳幼児健診・相談	期日	受付時間	対象
赤ちゃん相談・4カ月	6月28日(火)	午前9時～ 午後2時	令和4年2月生まれ
赤ちゃん相談・10カ月	6月29日(水)		令和3年8月生まれ
1歳6カ月児健診	7月 7日(休)		令和2年12月生まれ
2歳児歯科健診	7月14日(休)	午前9時～ 午後2時30分	令和元年12月生まれ
3歳児健診	6月23日(木)		平成30年12月生まれ
こころの発達相談	7月12日(火)	午前9時～10時	心理発達に心配のある乳幼児
離乳食相談	6月22日(水)	午前9時10分～ 午後2時	生後4～18カ月の乳幼児

※健診・相談は全て予約制です。申し込みは健康増進課へ。

- **母親学級(予約制)**
内容＝妊娠・出産に関する話や個別相談など
対象＝初めて妊娠した人
- **パパママクラス(予約制)**
内容＝赤ちゃん人形を使った育児体験と沐浴講座
対象＝初めて赤ちゃんが生まれる夫婦やその家族
- ※日時などくわしくは健康増進課へ。
- **こんにちは赤ちゃん事業**
内容＝助産師や保健師などによる家庭訪問
対象＝生後4カ月までの乳児
※赤ちゃんお誕生連絡票(母子健康手帳別冊内)を健康増進課へ提出してください。



献血にご協力ください

【イオンモール成田】

6月26日(日) 午前10時～11時45分、午後1時～4時30分

※国内で承認されている新型コロナウイルスワクチンを接種した人は、接種後48時間以上経過している場合に献血ができます。また、日程は変更になる場合があります。くわしくは千葉県赤十字血液センター千葉港事業所推進課(☎043-241-8332)へ。

子ども急病電話相談

☎ #8000

ダイヤル回線からは☎043-242-9939、午後7時～翌午前6時・年中無休

成田市医療相談ほっとライン

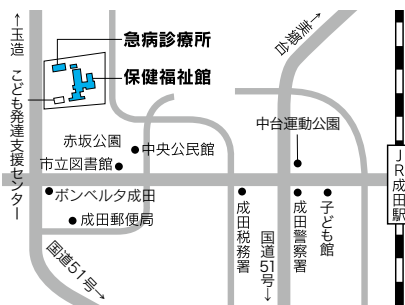
専門の医療スタッフが、24時間年中無休、無料で相談に応じます。

24時間 い い サービス
☎ 0120-24-1130

急病診療所

☎27-1116 赤坂1-3-1(保健福祉館敷地内)

受付日時	診療科目
毎日(休診日なし) 午後7時～10時45分	内科 小児科
日曜日、祝日、振替休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日	内科 小児科 外科
祝日(日曜日を除く)、振替休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日	歯科



※症状や年齢によって対応が難しい場合があります。電話は受付時間の15分前から受け付けていますので、事前に連絡してください。

日曜祝日診療機関

都合により休診する場合があります。来診前に電話で問い合わせてください。

成田病院(午前中・押畑・☎22-1500)
藤倉クリニック(午前中・幸町・☎22-1158)
聖マリア記念病院(取香・☎32-0711)
ひらの内科(日曜日の午前中・ウイング土屋・☎23-8070)
なのはなクリニック(日曜日の午前中・吉岡・☎49-0533)

保育園開放日

このコーナーの問い合わせは各保育園へ。長沼・大栄・宗吾・公津の杜保育園以外は予約が必要です。

時間＝午前10時～11時(長沼は午前9時～午後0時15分、大栄は午前9時30分～午後4時30分、宗吾・公津の杜は午前9時～正午・午後1時～3時)

対象＝保育園・幼稚園に通っていない就学前の乳幼児

保育園名	電話番号	期日	保育園名	電話番号	期日
松崎	26-8282	6/17(金)、7/1(金)	玉造	26-8889	6/23(木)、7/14(木)
赤荻	24-0752	6/24(金)、7/8(金)	高岡	96-0042	6/22(水)、7/13(水)
赤坂	20-6900	6/23(木)、7/14(木)	小御門	96-2362	6/16(木)、7/7(木)
橋賀台	28-0676	6/28(火)、7/12(火)	長沼	37-0005	毎日 (土・日曜日、祝日を除く)
中台	27-9023	6/15(水)、7/6(水)	大栄	73-3000	
新山	28-2527	6/16(木)、7/7(木)	宗吾	26-2472	
吾妻	27-5773	6/22(水)、7/13(水)	公津の杜	29-6551	
中台第二	29-6676	6/21(火)、7/5(火)			

福 と 祉 健 と 康

Health and Welfare

対象者に支給しています

障害者福祉手当

対象=次のいずれかに当てはまる人

- 身体障害者手帳1・2級
- 療育手帳A～Bの2
- 精神障害者保健福祉手帳1～3級

支給額(月額)=5,000円～1万3,000円

支給月=7・11・3月

申請方法=身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、口座番号の分かる物を持って障がい者福祉課(市役所議会棟1階)へ

障害者手帳などの有効期限が切れている期間は、手当の支給はありません。更新中の場合は新しい障害者手帳などが確認できてから支給します。

資格喪失したときは届け出が必要です

次のいずれかに該当した場合は受給資格を失うため、喪失届を障がい者福祉課へ提出してください。なお、手当の受給後に受給資格の喪失が判明した場合は支給額の返還が必要です。

- 3カ月以上入院したとき(20歳未満の人を除く)
 - 施設に入所したとき
 - 転出したとき
 - 亡くなったとき
- ※所得制限などで手当を受けられない場合があります。くわしくは障がい者福祉課(☎20-1539)へ。

助成金を支給

子ども会などの行事

対象=子ども会や、区・自治会・町内会が小学生を対象に実施する行事

助成金額=行事に参加した小学生1人当たり200円(1団体につき年1回限り)

申請方法=行事終了後、代表者が成田市社会福祉協議会(保健福祉館内)または同協議会ホームページ(<http://www.naritashakyo.or.jp>)にある申請書と参加者名簿(氏名・学年)、行事内容の分かるチラシなどを直接または郵送で同協議会(〒286-0017 赤坂1-3-1)へ

※くわしくは同協議会(☎27-7755)へ。

ひとり親などを対象に

子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で負担が生じているひとり親世帯に子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

対象=次のいずれかに当てはまるひとり親世帯など

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金などを受給していて、令和4年4月分の児童扶養手当を受けていない
- ③18歳未満の子(令和4年度中に18歳になる子を含む)を持つひとり親で、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給者と同水準になっている

給付額(子ども1人当たり)=5万円

申請方法=①は申請不要。②③は2月28日(火)(当日消印有効)までに市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page136500_00012.html)にある申請書と必要書類を直接または郵送で子育て支援課(市役所2階 〒286-8585 花崎町760)へ

※くわしくは同課(☎20-1538)へ。

入会説明会を開催

なりたファミリー・サポート・センター

なりたファミリー・サポート・センターでは、子育ての手伝いをしてほしい人と手伝いをしたい人がお互いに助け合う会員制の有償サービスを行っています。

援助内容=保育園・幼稚園・児童ホームなどの送迎、臨時的な子どもの預かりなど(車での送迎や病児保育は行いません)

利用時間=午前8時～午後7時(午前6時～8時、午後7時～10時の時間外利用あり)

利用料(1時間当たり)=700円(交通費は別途、時間外は800円)

年会費=無料

入会説明会

日時=6月21日(火)、7月5日(火)・19日(火) 午前10時～11時

会場=保健福祉館

※申し込みは各開催日の前日の正午までになりたファミリー・サポート・センター(☎27-8010)へ。

資格の取得や技能習得に

母子・父子家庭自立支援給付金

自立支援教育訓練給付金

令和4年度から雇用保険制度の専門実践教育訓練講座を受講する場合の支給上限額を変更しました。

対象=20歳未満の子を扶養する市内在住のひとり親家庭の親

支給額=入学科・受講料の60%(上限20万円。1万2,000円未満は支給なし。雇用保険制度の一般教育訓練給付金を受給できる人は受給額との差額)。専門実践教育訓練講座は1年につき上限40万円(上限4年)

高等職業訓練促進給付金

対象となる資格を令和4年度も引き続き拡大します。

対象=20歳未満の子を扶養する市内在住のひとり親家庭の親

対象となる資格=看護師・保育士などの国家資格、養成機関で6カ月以上のカリキュラムの履修が必要な資格(デジタル分野の民間資格など)

訓練促進給付金

支給額(月額)=7万500円(市民税非課税世帯は10万円。上限4年)。修学期間の最終年は4万円加算

修了支援給付金

支給額=2万5,000円(市民税非課税世帯は5万円)

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

令和4年度から受講開始時にも給付金を支給します。

対象=20歳未満の子を扶養する市内在住のひとり親家庭の親または子

受講開始時給付金

支給額=受講費用の30%(上限7万5,000円。4,000円以下は支給なし)

受講修了時給付金

支給額=受講費用の40%(上限10万円から受講開始時給付金を引いた額。4,000円以下は支給なし)

合格時給付金

支給額=受講費用の20%(上限15万円から受講開始時給付金、受講修了時給付金を引いた額)

※受講前に相談が必要です。くわしくは子育て支援課(☎20-1538)へ。